様式第一号

1

□身体状況・能力

県

島

報

○福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改 正する規程 福島県監査委員 目 次

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

○地方自治法により、 示する件 包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告

福 島 副県監 查委員

福島県監査委員告示第三号 ように定める。 福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次の

> 罪被害の事実 会的身分

に改める。

平成二十九年八月四日

規程に島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正するに 福島県監査委員

示第一号)の一部を次のように改正する。 福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成七年福島県監査委員告

(その二) 中 —				
家庭生活	心身の状 況			
□親族関係 □その他(□健康状態・病歴 □性格			
□婚姻歴	□障害			

2 この規程の施行の際現に作成されている改正前の福島県監査委員が取り扱う個人情1 この規程は、平成二十九年八月四日から施行する。

附 則

報の保護に関する規程様式第一号(その二)による用紙は、当分の間、

(監査総務課)

使用すること

ができる。

一 数 () () () () () () () () () (家庭の状況	」 □家庭の状況
_ を 	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	- を
要配應個 【 情報	思想·信 等·宗教	家庭生活
□人種 □病歴 □満歴 □心身の機能障害 □医師等による指導・診療・調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続 (収集する理由:	□思想・信条 □社会的差別の原 (収集する理由:	□親族関係□その他(
□信条 □犯罪の経歴 □健康診断等の結果 ・診療・調剤 手続 関する手続	思想・信条 □宗教 社会的差別の原因となるおそれのある個人情 (収集する理由:	□ 婚 烟 歴
U U		

福島県監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

報

平成29年8月4日

福島県監査委員 柳 沼 純 子志福島県監査委員 宮 下 雅 志 武千代福島県監査委員 菅 家 惣一郎

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏	i	í	Ż	住	所
富	樫	健	_	福島県福島市小倉寺字経塚	弘山 29番 地 の 8
髙	嶋	清	彦	山形県山形市大字平清水4	0番地 8
渡	部	和	俊	東京都品川区西中延一丁目	6番4号
髙	久	健	_	福島県福島市森合字南戸ノン県立美術館前403	内15番地の1 ヒラボウマンショ
齋	藤	紀	朗	福島県郡山市咲田二丁目3	番 6 号
尾	﨑	公	律	福島県福島市浜田町8番8	号 ネオハイツ浜田町1003
燕릤	藤		健	福島県福島市大森字赤沢7	3番地の11
小	山		暢	福島県福島市大森字下町4	7番地の11
中	鉢	政	彦	福島県福島市宮下町11番7	号 アーバン宮下202

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 平成29年8月4日から平成30年3月31日まで

(監査総務課)